

解 説

フランスの第6次社会経済計画における老人問題

亞細亞大学 藤井 良治

はじめに

人口の老齢化の進行している国々、とくに先進工業諸国において老人問題は大きな問題となりつつある。1971年から始まったフランスの第6次5か年経済社会発展計画においても、老人問題は重要な地位を占めており、財政、経済、労働、教育、環境、福祉等、国および国民生活全般にわたる計画を盛り込んだ第6次計画一般報告書とは別に、第6次計画作成委員会の一つである老人問題合同委員会の「老人問題」と題する報告書が発表されている。フランスにおける老人問題は、すでに1962年に出た、いわゆる「ラロック委員会報告」において深く掘り下げられており、第5次、第6次5か年計画とも、このラロック委員会報告の精神を受け継いで、ラロック委員会提案の具体化の方向へ着々と前進していると云える。ラロック委員会の基本提案は、老人隔離反対、出来る限り長期間にわたる通常の生活の継続ということである。

第6次計画の完了する1975年で、フランスの65歳以上人口は、全人口の13.5% 700万人にのぼる。さらに、80歳以上人口は約50万人おり、老齢人口の中にもいくつかのはっきり異なる世代が共存するような人口構造となっている。

ところが、現在の老人たちは相変らず自からを守るすべもなく、多くは孤立しており、しかもその改善への努力は、予想に比べて余りにも緩かな歩みしか示していない。

老人問題で一番問題になるのは、老後の所得をどう保障するかである。一つは老齢年金による保障であり、もう一つは老齢労働者の雇用保障であろう。老齢年

金については、年金支給開始年齢の引き下げる、年金額の引き上げという2つの問題を持っている。老齢労働者雇用については、労働力事情、技術革新と高齢者の再教育などという問題がからみ合ってくる。

出来る限り長い間、普通の人たちと変わらない生活を老人が送れるようにするということも第5次計画以来重要なテーマである。しかし、この問題は、老人の所得や住宅問題などのほか、老人問題全体と関連するものである。すでにラロック委員会報告でも、老人問題は老人のための施設を作ることではなく、ましてや老人を孤立させるような環境を容認することではなく、いろいろな世代の者たちの調和のとれた共存なのだということが強調されているが、第6次計画では、この施策を採用して、それを包み込むような種々のサービスを充実させることを重視している。

また、老人医療についてもはっきりした態度を打ち出し、従来2次的というより、厄介ものの扱いを受けてきた老人に対する医療サービスの確立をめざして、老人のための入院ないしは保養施設の拡充を採択している。その根底には、老人医療サービス機構の充実が過大な財政的負担をひき起こしているのではなくて、むしろ逆に、不十分な保健サービスが老人医療の混迷を招いているのだという認識がある。

そこで、老齢人口、年金給付、職業活動と老年、教育と老年、対老人保健福祉活動および老人と日常生活の6章から成る第6次計画老人問題委員会報告書の概要を紹介しよう。

1 老 齢 人 口

1968年の国勢調査によれば、フランスの総人口は4,980万人（男2,430万人、女2,550万人）、そのうち60歳以上の人口の占める割合は、18.8%，65歳以上の人口の割合は13.4%である。ちなみに、他のEC諸国の65歳以上人口と比較すると、西独11.0%，英国11.8%，ベルギー12.2%，スウェーデン12.1%で、際立っている（表1）。

表1 人口構成比の推計

年令階級	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1980
0 - 19歳	33.2	32.9	32.7	32.6	32.5	32.5	32.4
20 - 64	53.9	54.0	54.1	54.1	54.1	54.0	53.8
65歳以上	12.9	13.1	13.2	13.3	13.4	13.5	13.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) INSEE(経済統計研究所)が推計した毎年1月1日における人口構成比である。1968年の国勢調査とやや異なる。

また死亡率をみると、60歳以降の男女の開きは非常に大きく、生存率でみると、出生時10万として、60歳において男7万5,789、女8万6,764であるのが、70歳で男7,184、女8,518、80歳で男3,301、女5,211、90歳では男460、女1,150である。

人口の都市集中化現象も、農村部人口の老齢化という形で現われている。たとえば、スペインに近いアリエージュ県の大半の村で65歳以上人口の割合は50%前後の数字を示している。

2 年 金 給 付

年金給付の改善は、1970年を100として、1975年には148.2に達すると予定されている。この数字は、社会給付全体の145.5を上まわるものだが、医療給付の160.7に比べればまだずっと低い数字である。

表2 金額階級別年金給付(1969年1月1日現在)

年金給付額(フラン)	人 数	構成比(%)
1550未満	949,237	17.2
1550 - 1999	640,880	11.6
2000 - 2599	477,952	8.7
2600 - 3199	1,270,484	23.1
3200 - 4099	461,621	8.4
4100 - 4699	230,161	4.2
4700 - 5399	226,587	4.1
5400 - 6149	244,658	4.4
6150以上	1,009,356	18.3
計	5,510,936	100.0

注)一般被用者、公務員、自営業者制度等法定制度の年金受給者に関するものである。この中には農業制度の年金受給者200万5,418人が含まれていない。

とくに、年金給付に関連して次のような措置が緊急のこととして提案されている。

- (1) 最低給付水準の引き上げ
 - (2) 老人住宅のための特別な援助
 - (3) 寡婦のための遺族給付の改善
 - (4) 被保険者期間30年以上のものの年金計算方式の改善
 - (5) 労働不適概念の緩和による年金支給条件の改善
 - (6) 直接財政負担を伴わない種々の方策
- (1)と(3)については、最低賃金(SMIC)水準の引き上げに対応して給付水準アップが考えられている。
- (4)については、現行の年金支給条件は、被保険者期間を最高30年としているが、

これを公務員制度等の37年6か月にまで引き上げようというものである。財政負担増と公平の観点から、1960年に裁定されたものから段階的に適用し、1978年で予定する37年6か月にまで引き上げるというものである。

(5)については、現在正規の年金（被保険者期間30年以上で基準賃金の40%）は、65歳で支給されるが、65歳前に受給する者については、年率4%が減額されるため、多くの受給者が正規の年金を受給できなくなる。このため、労働不適者に対する特別規定を適用することによって、できるだけ多くの65歳未満の退職者に正規の年金を支給するような措置がとられている。

(6)については、多種多様な年金制度間の調整と年金制度の簡素化の推進に関するものである。制度の問題は、社会保障法典が整備された1945年以来の懸案であるが、既得権の問題や種々の社会的経済的原因のからみあう問題であるため、本質的な解決はいまだに得られていないのが実情である。

委員会は結論として、今後は年金給付の問題を老人の所得政策の一環として捉える必要があるといっている。しかし、このためには、老齢人口が社会に占めるウェイトが大きくなり、すべての国民が自分の老後に對してはっきりとした認識を持つようになるまで待たねばならないだろう。また、委員会報告の基本となっている認識は、老人が一般就業者の賃金より低い生活を強いられる理由はないということである。こうしたことから委員会は、年金水準が活動人口の所得の70%を確保する方向をめざすことが望ましいとしている。

3 職業活動と老年

職業活動と老年の問題は第6次計画では重視されている。すでにラロック委員会報告で職業活動ができるだけ長く続くことが望ましいといわれているが、労働者市場は老齢労働者に対して相変らず厳しい。

統計によれば、64歳で就業率は急減しており、1970年における66歳の男子100のうち就業者は24人、70歳の男子では14人となっている。

年齢別就業構造は、職業によってかなりの差が見られる（表3）。

表3 年齢別職業別労働者構成比（男子）

（単位：%／職業ごとに全体：100）

年齢	農業	商工業 経営者	自由業 上級 管理職	中級 管理職	事務員	筋肉 労働者	サービス 労働者	その他
50—54歳	6.5	8.2	8.5	6.4	7.1	5.6	7.5	7.8
55—59	12.0	12.5	10.0	6.9	8.2	6.5	10.9	4.8
60—64	11.3	10.1	6.8	4.0	5.0	4.3	8.7	2.7
65—69	6.2	5.1	2.5	1.3	1.5	0.9	4.4	1.4
70—74	2.3	2.0	0.8	0.4	0.3	0.1	1.2	0.7
75歳以上	1.4	1.2	0.6	0.2	0.1	0.1	0.7	0.8

注）1968年国勢調査による。

大きく分けて2つのタイプがあり、一つは、55歳から65歳の間にかなり集中が見られるが、65歳以降は激減するものと、もう一つは、65歳以上でもかなりの割合となっている（もちろん、65歳前後で急激な減少は見られるが）。これを職業別に見れば、前者は、上級および中級管理職等であり、後者は、工具、家政婦、商人、職人、自由業、農業等である。ところで、人口問題研究所の調査によれば、退職（職業活動を止める）の理由として次のようなものが挙げられている。

○都市部

- 健康上の理由 男子 30%， 女子 44%
- 退職年齢に達したため 男子 45 女子 18
- 休息が欲しくなったため 男子 9 女子 9

○農村部

- 健康上の理由 男子 26.8 女子 32.1
- 退職年齢に達したため 男子 41.5 女子 14.9
- ラロック委員会報告では、心身のバランスを保つためにも、また活動人口に対する負担増を少なくするためにも、老齢労働者の労働有用性を認めたが、10年後

の第6次計画においても、まだこの問題は解決されていない。この点に関して、老人問題委員会は、退職年齢引き下げによって、たとえば一般制度の退職年齢を60歳にすることによって、費用負担は30%以上にものぼるという点から、年金支給開始年齢の引き下げに反対している。また、委員会は、個人差を無視した一律的な退職を強制するような現在の就業構造や年金制度の改善がもっと研究されねばならないと主張している。

4 教育と老年

急速に変化する社会や企業活動に対応するため、またいざれやってくる退職に備えての教育の必要が遅ればせながら第6次計画において取り上げられている。技術革新と中高年齢層の教育は企業にとっても大きな問題で、労働者の生涯教育プランに本格的に取り組むようになっている。逆にこうした教育を通じて、老年への準備ができ、退職という孤立感から解放するような効果が生まれるだろうと報告書では指摘している。余暇時間が増大しつつある昨今、こうした教育の可能性は大いに強まるであろう。

5 対老人保健福祉活動

老人の所得保障以上に重要なのは、社会への適応力が弱まっていく老人をできるだけ社会に適応できるようにするような対策を講じることであろう。

すでに挙げたように、フランスの老齢人口は、65歳以上の者について見ると、1968年で全人口の12.9%であったものが、1975年には13.5%，1980年には13.8%となり、12年間のあいだに120万人の増加が予想されている。75歳以上の高齢者の場合、その増加はもっと大きく、1968年から1980年の間に33.9%にも達する。また、年齢が高くなるにつれて寡婦の割合も急速に増大し、65歳から74歳の間に、同年齢の女性の41%，75歳以上では実に70%が寡婦である。さらに、ある調査では、40%から50%の老人が独り暮しであり、そのうち85%が女性であり、また10%のものは自宅に閉じ込もったままであるという結果が報告されている。

このように、老人問題は非常に多様な面を持っているが、それらの中で、最優先されるべき施策として、老人問題委員会は次の2つを挙げている。

(1) 老化の予防および社会環境と老人の仲介。すなわち、老人ができるだけ「通常」の生活を維持できるようにする必要がある（これらには、住宅政策をも含めて、自宅での生活が可能なような援助、医療保護、機能回復教育などが含まれる）。

(2) 老人医療を専門に扱うためのサービスの充実

これらの2つは互いに関連し合っており、要するに、老人問題の根本的解決策の一つは、老人ができるだけ長い間にわたって、通常人の中に混って、通常人と同じような生活を維持できるようにすることなのである。この考え方は、まさにラロック委員会報告の目標であり結論だったものもある。このために強化されるべきサービスや施設の整備が提案されている。

○個人を対象としたもの

- 家事サービス
- 居宅診療の普及（不必要的入院が避けられる）
- 定期的健康診断

○全体を対象としたもの

- 老人食堂（外へ出られない者には、食事配達サービスも行なう）
- 老人クラブ
- 医療センター（入院以外の治療および保健指導を行なう。また回復期の患者に対する監視・指導も行なう老人専用の総合的医療施設）

老人が通常人と同じような生活を維持できるための基本的条件の一つは、住宅の確保である。ところが、核家族化や低所得、あるいは老人特有の頑迷さから、老人の置かれている環境はあまり好ましいものとはいえない。たとえば、老人センターの調査によれば、賃貸住宅に住む80%の老人が旧式の住宅に住んでいる。20%近い老人世帯が家内に水道のない家に住み、トイレ、風呂つきの家に住むものは、僅かに9%の世帯のみとなっている。

次に、老人がどんな住み方をしているかであるが、老人の10%が子供の世話をなっている（とくに高齢者と農村の老人の場合）。これに対し、自分の家に子供を同居させているものは16%（農村と地方都市がほとんどである）。であるから、25%以上の老人が子供と同居していることになる。ある意味では、いろいろな世代が同居することによって、それぞれ生活上の利益を受け、また調和ある家庭生活が営めるはづだが、変化の激しい現代社会では、むしろ世代間の大きなギャップが精神的な緊張や不和を生む原因となり、異なる世代の同居は様々な問題を内包している。

こうした老人の住宅事情を改善するために提案されている施策は次のようなものである。

- 個人に対する援助（住宅手当の拡充、老人の面倒を見る者に対する手当支給等）
- 住宅の改修
- 新規住宅の建設（老人用公営住宅の確保、老人の家）
- 老人住宅の適切な配置（家族や知人との交流という点では都市部が望ましく、静穏な生活という点では郊外が望ましい）

また自宅診療の拡充と併せて、老人のための医療施設整備および近代化を推進する必要が具体的な数字をあげて説かれている。

6 老人と日常生活

やや古いが、1966年にINSEE（国立経済統計研究所）が行った調査による老人世帯の家計費が掲げられている（表4）が、食費については明らかにエンゲルの法則があてはまることが分る。被服費の占める割合は、年齢が高くなるにつれて低くなり、身の廻りのものに対する関心の低くなっていくのがうかがわれる。保健衛生費は逆に年齢とともに高くなり、全年齢に比べて75歳以上では60%以上も高くなっている。教養娯楽費についてはやや数字に変動が見られるが、全体としては、老人がレジャーから遠ざかっていくのを反映している。

表4 農家を除く世帯主55歳以上の世帯の家計支出

費　目	世　帯　主　の　年　齢			全年齢(4)
	55—64歳(1)	65—74歳(2)	75歳以上(3)	
1) 食　費	406	431	433	384
2) 被　服　費	103	89	81	103
3) 住　宅　費	150	179	171	164
4) 保　健　衛　生　費	89	92	119	74
5) 通　信　・　交　通　費	94	80	46	116
6) 教　養　・　娛　楽　費	69	50	53	67
7) そ　の　他	89	79	97	92
合　計	1000	1000	1000	1000
支　出　(フラン)	7810	6578	5611	7436
収　入　(フラン)	7632	5920	6019	6969

老人が通常の社会生活から遠ざかるに従って、老人の孤立感も強まっていく。こうした孤立感から老人を救うために、老人の交通費や文化施設の利用費等を減額したり、老人奉仕の人々の老人訪問によるコミュニケーション、場合によっては電話による老人慰問等さまざまな形で老人と社会生活のつながりを断ち切らない努力が必要である。

最後に報告書は、長期的な観点から、生活水準のアップが当然もたらすであろう価値観の変化によって、さまざまな形態の老後設計（報告書では，Retraite à la carteとよんでいる）が可能になろうし、また50代以後の余命が伸びれば伸びるほど、われわれの人生設計も大きく変化せざるを得ないだろうと結んでいる。

おわりに

老人問題にいつもつきまとるのは、老人の肉体的精神的衰えに起因する社会生活からの引退ないしは疎外の問題である。社会生活へ直接参加できなくなることによる一番の問題は所得の問題であるが、これは一国の富の分配と関連するので、老人問題だけから考えることはできない。いずれにしても、われわれの30年から40年という活動期間に匹敵する老後が存在し、しかもそうした老後が全人口の10数%にものぼる場合、かなり思い切った、具体的な施策が必要となる。フランスの場合、いろいろな面からかなり具体的な提案がなされているが、それを実現するためには財政的な保証がなくてはならず、国が、あるいは社会がどこまで財政負担をするかが、第6次計画ないしは老人問題解決の大きな鍵となるだろう。

もちろん、老人問題は財政的な問題だけで解決するものではなく、社会が何に価値を置くのかという、社会の目標ともかかわりあう問題でもある。本報告書の総括者であり、「老年の社会学」(クセジュ文庫)の著者でもあるPバイヤ氏は、「われわれの社会は、青少年問題には大きな関心を払い、熱意を燃やすのに、老人問題はどうちらかといふといがしろにされている」と云っているが、ある意味でのこうした差別がわれわれの中に存在する限り、老人問題解決の途は多難であると云わざるを得ないだろう。

Rapport de l'inter groupe: Problèmes relatifs aux personnes agees

社会保障こぼれ話

失業保険の改正

(アメリカ)

1973年に、多くの州はそれぞれの州で実施している失業保険の法律を改正した。それらの改正の一部は次に示されるとおりである。

これらの改正のうち、適用の改正では、アーカンソーなどの諸州は、州政府の公務員を適用対象に含めることになり、それらの中で、オハイオ州などは、郡や自治体の職員も含めている。また、アーカンソー州は家内サービス労働者を適用対象に含める第4番目の例となり、ミネソタ州は農業労働者に制度を適用した第4番目の例となっている。なお、従業員を1人でも雇用する事業や非営利団体に、雇用期間などを条件として、適用対象を拡大する例がみうけられる。

受給資格条件の改正では、妊娠による受給制限がコネティカットなどの諸州で完全に廃止され、アーカンソーなどの諸州では、制限が緩和された。その結果、妊娠時に資格を制限する例は2年間に38州から27州に減った。また、オレゴンなどの諸州では、結婚や家事のために離職する者の資格制限を廃止した。なお、アーカンソー州のように、夫の仕事で居住地を変えるために、職場を去る勤労女子の資格制限を緩和する例も現われている。このような改正で、家事などの都合に対する資格制限は、この2年間に22州から15州に減った。なお、疾病による離職で、資格条件を緩和する例も見うけられる。さらに妥当な理由もなく、提供された適職を拒否できることになっているが、この適職について、コネティカット州は初めて「適切な賃金」を法令で規定した。適職の拒否と資格制限について、ニューヘンブシャー州は女子が15歳未満の子供を養育している場合とか、疾病的老齢者を世話をしている場合には、3交替制の仕事を拒否できることにした。その他、受給資格の一時停止などについても、いろいろな改正が実施された。もっとも、各種の改善が行われたのに対して、一部では、拠出率の引上げや受給の制限

(38頁へつづく)